

七・相給村の百姓構成について

真壁 志郎

一 はじめに

現代社会は江戸時代の延長線上に営まれている。武士政権による封建社会も人口の8割以上が百姓身分であり、支配者たる武士身分が1割にも満たないバランスで成立し、社会の圧倒的多数者は「百姓」である。当時の全国の村数について、渡辺尚志氏『百姓の力』①によれば、天保5年（1834）全国の村は生産指標の石高400〜500石、耕地面積50町、人口400人が平均とある。越谷市史②の、越谷地域平均石高614石・軒数184軒・人口450人と比較しても概ね平均的な地域であることが推測できる。

しかも、幕府直轄地である御料のほか旗本知行所などの私領が多い関東農村の特徴がよく表れた、『相給村』を多く含むことも判明した。尾脇秀和氏『吉名両人』③によれば、一つの村を複数の領主が分割支配する状況を相給と呼び、村の石高と百姓軒数が各「支配」ごとに分割されているのが相給村である。相給は村内に境界線が引かれて分割されているのではなく、村の田畑なども土地一筆ごとの領主がきまっているため、村内に領主の異なる土地が飛び飛びに点在している。集落が領主ごとに別になっているわけでもなく、百姓ごとに領主の年貢割り付けが決められ、**村役人の組織も領主ごとに任命されていた**。いわば同じ村内に異なる支配領主グループが並立するのが相給村の特徴であり、関東や畿内ではごく普通に存在した状態であると指摘されている。

今回、旗本5家の相給村である出羽地区の七左衛門村を例に、御料に石高を所持する百姓が、またそれぞれの旗本知行所に石高を所持する実態を解明することで、相給村の支配と百姓の関係を考察してみたい。

二 七左衛門村の相給状況

それでは、御料・私領で6給の相給村である七左衛門村のリアルな村の姿に近づいてみたい。村の全体像を、天保九年（1838）『七左衛門村村差出明細帳』④によって概観すると、

高千百式石九升三合：

高四百八拾三石六斗三升三合五勺

平岡対馬守様・曾我丹後守・菅谷平八郎様・長山弥三郎様・中条鉄太郎様御知行

高六百拾八石四斗五升九合五勺 当御代官所：

●家数七拾四軒 寺三ヶ寺・名主式軒・百姓五拾八軒・地借九軒・家守式軒

●人別四百五拾九人 内男式百参拾式人・女式百式拾式人・僧五人

石高1102石・家数74軒ほどで人口459人という数字は、近隣相給村の平均1217石の標準よりやや小さく、越谷地域51町村の高平均614石から比べれば大きい経営規模を有する村であることがわかる。

三 村の身分構成

相給村の御料支配と百姓の身分構成を考察するとき、「村明細帳」の3年前に記録された天保五年（1834）『当午宗門人別御改帳』⑤が存在するので、年代も近く村況を比較できる資料として検討する。

天保五年 午三月

当午宗門人別御改帳 埼玉郡 七左衛門村 門 平

一高六百式拾五石四斗九升式合七勺 七左衛門村

一真言宗 観照院⑩ 高九拾石

一名主 八郎左衛門 年四十九才⑩ 下男 吉左衛門 四十八才⑩

同人妻 す み 同四十七才⑩ 同人下男 太次郎 廿五才⑩

…… ×拾五人内 男八人 女七人 馬壺疋（以下略）

このように、宗門改帳は人別を詳細に記録して人口調査の役割を果たし、戸主身分・持高・年齢・家族構成・奉公人・下人・牛馬数・印鑑登録の機能に至るまで、百姓構成を説明する上で必要不可欠な基本情報が網羅されていることがわかる。

宗門改帳から個別具体的な人名をもとに、村の詳細な身分構成を整理したのが宗門人別一覧※1である。人別一覧から御料村の基盤を形成した全員について生活実態を解明した結果が表2である。村は主体の戸主の百姓身分《株》のもと、妻・子供・老親・兄弟姉妹など戸主との血縁者と、奉公人・下人・家守など従属している多様な人々が家族共同体と

して一軒前に村から認められて生活していたのである。村の身分別構成をまとめると、

- ① 持高百姓を中心に「軒」を単位に血縁者と従属人の家族共同体。
- ② 村全体の生産能力と個人収入を確保するため地借を展開している。
- ③ 上層百姓が酒屋・紺屋などを兼業し無高専業の桶屋も出現している。
- ④ 73軒が真言宗、1軒が日蓮宗（足立郡戸塚村本行寺）である。

四 御料の所持高構成

次に、宗門改帳に記載された百姓一人ひとりの所持高から村の経済状況を考察する。

村明細帳の「一高六百拾八石四斗五升九合五勺 当御代官所」とある石高に相応するものである。ただし、村の総生産高である村高（田方＋畑方＋諸色）と百姓個人の所持高（田方＋畑方＋屋敷地）は村共有地や産物などの含みから明細帳村高が多く、差異が生じているのが、一覧表にしてみると生々しい農民階層の実態が判明する。

家族総出の働き方や、本家・分家の家々が同族団として婚姻関係を維持し、潰れや質入にも結束して家（軒）を絶やさない努力を重ねていたことが、村の軒数が継続して維持されていた結果にも表われている。

更に、百姓の所持高を所持高別階層で集約したものが表3である。宗門改帳には村役人の全員が署名し、その内訳を集約すると、

●村役人10名

百姓代4名（太左衛門・吉左衛門・亦蔵・兵右衛門） 54石
 年寄 4名（繁右衛門・民蔵・政七・喜右衛門） 80石
 名主 2名（八郎左衛門・門平） 146石 計280石

宗門人別一覧表から、御料の村役人・百姓の構成をみると、

- ① 村の中心をなしているのは1石から10石未満の百姓35名16

No	区分	軒数	名称	備考
1	寺	3	観照院・持福院・真福寺	真言宗
2	名主	2	八郎左衛門・門平	上組／下組
3	百姓	58	紺屋・酒屋	外同居百姓1名
4	地借	9	桶屋・紺屋型付	内持高有り3名
5	家守	2	水呑1名含む	持高無
	計	74		

- 8石で、軒数比46%・石高比30%の平均5石ほどの小農民層
- ② 名主2名146石で、軒数比3%・石高比26%の強固な支配層
- ③ 村役人10名280石で、軒数比13%・石高比51%の地主層
(名主を含む)

④ 村人平均年齢45歳 村役人平均年齢39歳

⑤ 馬数12疋の所持は2石以上の経営規模で適宜所有

この規模は、山崎義弘氏『徳川社会の底力』⑥において、**全国平均の村落階層構成は5石から10石の小農民層が主役をなしているとの指摘とも合致し、七左衛門村は5石以下の百姓数が多いことも含め、やや小さい規模ではないかと考えられる。**

もう一つ、御料村の構成が判明する資料として『当村高井小前高帳』元治二年(1865)※2が存在する。七左衛門村は大きく、

上組(名主 八郎左衛門)・下組(名主 門平)に区分され、下組名主の手控えとして村高内訳や下組33軒の持高が記録されている。

五 私領の百姓構成

相給村では、複数領主が持高を分有する形態に特徴がありこの状況を記録した資料が、『七左衛門村五給所寄高控帳』弘化三年(1846)⑦である。

弘化参 午正月 廿五

菅谷 五給所寄高控帳 私領 七左衛門村

一高壺石八斗九升三合 市郎兵衛 一同三石三斗八升三合三勺源 六

表3 所持高別階層構成

単位	持高区分	軒数内訳		石高内訳		馬持	備考
		軒数	比率	石高	比率		
石	40以上	3	4%	189	34%	3	名主2
	39~10	11	15%	189	34%	5	寺10石含む
	9~5	15	21%	116	20%	3	
	4~1	20	25%	52	10%	1	
斗 升	9~1	13	16%	7	1.2%		
	9以下	3	5%	1	0.8%		
無	地借	6	8%	0	0%		高持3除く
	家守	2	3%	0	0%		
	寺	2	3%	0	0%		無住1含む
計		75	100%	554	100%	12	

一同四石六斗壹合四勺 源左衛門 一同九斗五升壹合七勺 門 平
 ×高百七石四斗七升四合（以下十九名略、それ以降も略）

『五給所寄高控帳』は弘化三年（1846）の資料で、『宗門人別御改帳』天保五年（1834）とは12年の時間差があり同等に比較することはできない。しかしながら、高持百姓数68軒とほぼ構成員は変化せず、概ね身分維持がなされていたと解釈しその結果を表4に集約した。旗本知行の石高は比率により算定された、実体の伴わない帳簿上のバーチャルな村とも呼べる状況であるが、

- ① 百姓は一軒ごとに各領主に分有され所属領主は確定している。
- ② 相給領主の支配地は村域のあちこちに散在し、各領主の所属百姓も村落内に入り混じって生活している。
- ③ 村内の高持百姓全員が御料と私領に石高を所持して分担している。
- ④ 私領での2給以上分担は高持百姓構成の32%に及び5給全部も存在する。
- ⑤ 知行高と百姓軒数は知行高に比しておおむね均等に割り振られている。

更に、相給村では私領に別系統の村役人が組織され支配別の事実も確認できる。『綾瀬川藻刈議定』安永六年（1777）⑧には、「私領名主善右衛門・同清右衛門」から「御領名主 嘉右衛門・同平吉」宛の議定書が提出され、私領・御料役人全員が署名して対応を任せる村掟が約定

表4 私領 五給所寄高控帳 弘化三年（1846）

知行旗本		菅谷	平岡	曾我	長山	中条	合計	
知行石高		107.3	107.3	107.3	107.3	53.8		483石
延百姓軒数		23	26	24	21	8	102軒	
内訳 68名	5給 門 平	1	1	1	1	1	1	18
	5給 初五郎	1	1	1	1	1	1	30
	4給 八郎左衛門	1	1	1	1		1	96
	4給 林右衛門	1	1		1	1	1	27
	3給 源左衛門	1	1	1			1	23
	3給 多左衛門		1	1	1		1	17
	2給 百姓	5	8	9	7	3	16	113
1給 百姓	13	12	10	9	2	46	150	
百姓名寄持高		106	105	105	100	53	68名	471石

※知行石高と百姓名寄持高には差異がある。

されている。このように、村として対外的な交渉や村を代表する際は御料名主が委任を受け、村を代表する名主として記名捺印の村業務を差配して村内を統括していた事実が存在する。

六 まとめ

今回、検討した資料から見えてきた相給村としての百姓構成は、

- 高持百姓全員で御料と私領の年貢を比率分担している。
- 御料の名主には高持トップの八郎左衛門と門平が就任している。
- 私領5家には中堅クラスの高持百姓を適宜割り振り、所属軒数は平均化されている。
- 高持軒数は65〜68名で高持以外の小作人・職人身分も含め村を運営している
- 地主層10名で所持高51%を支配し5石以下の小農層35名が村の中心を構成する。

実際の農業経営や日常生活は村内で支障なく営まれ、神社や寺院も相割にかかわりなく村の氏神であり、村の宗旨寺であり、村の集会所であった。複数領主へ村内の所領が分割されていても、村民生活は一体で執り行われている十分リアルな村であることが判明した。

七左衛門村は、帳簿上は支配領主6給の複雑な相給村の性格を有しているが、実態は領主の配分割合により正確に帳面上区分されていることが、宗門人別帳や名寄帳の所持高から確認できた。江戸時代の村請制が破綻しないかぎり支配領主の形態では、百姓の日常生活になんら制約は生じない。相給村といえども、村高と村域を確定されたこの関係は全国の単一領主の村支配となんら変わることはないのである。

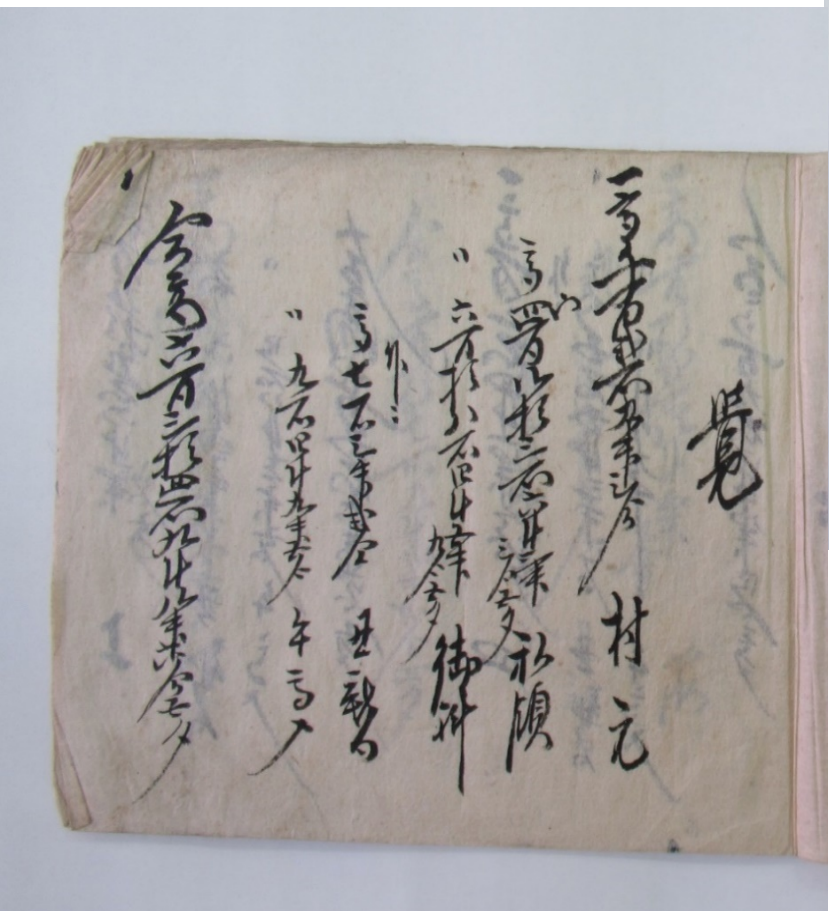
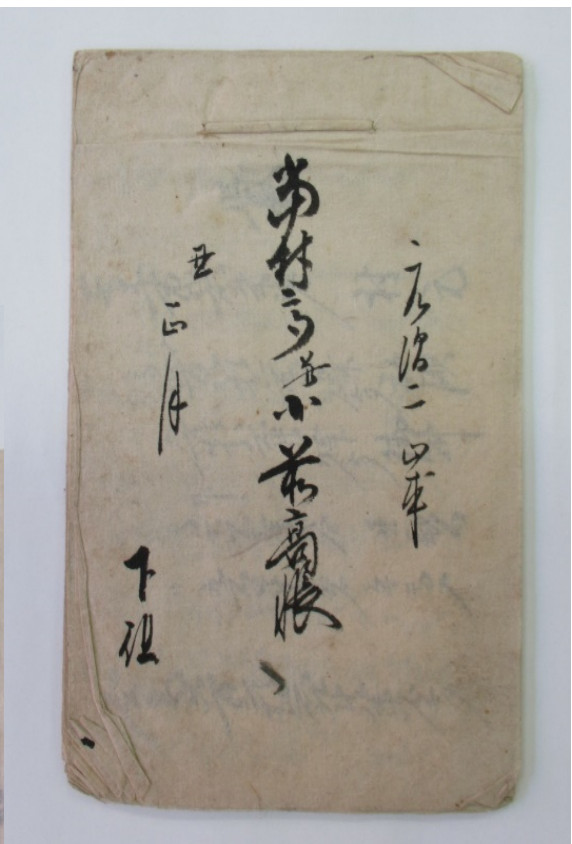
いづれにしても、相給村である七左衛門村の百姓構成は、近世日本の村と百姓を身近に考察する上で重要なヒントが得ることができた。

特に、名主の村人管理能力の高さには驚かされるばかりであり、複雑な年貢割り付けの比率計算や帳簿書上げの正確さに如何なくその能力が発揮されていた。これからも、近世という時代の本質を残された資料から分析することで、過去から現在に継承された事実が何であるのかを探究していきたい。

天保5年(1834) 当午宗門人別御改帳										七左衛門村									
No	氏名	年齢	石	斗	升	合	勺	馬	適用	No	氏名	年齢	石	斗	升	合	勺	馬	適用
1	八郎左衛門	49	90					1	名主	39	伊和右衛門	45		9	4				政七 地借
2	門平	38	56					1	名主	40	文次郎	24	6	7	9				
3	利兵衛	65	9	7				1		41	源次郎	42							喜右衛門 地借
4	助右衛門	49	1	5					谷中村三右衛門屋守	42	清右衛門	41	4	2					
5	民蔵	39	4	5						43	政七	34	21	1				1	
6	伊助	30		8	2					44	庄左衛門	70	3	4					
7	金蔵	22	7	6	5					45	弥八	54	1	5					
8	清次郎	53	1	1						46	喜三右衛門	63							持福院 家守
9	佐左衛門	63							幾蔵 地借	47	喜左衛門	63			6				利兵衛方同居
10	庄七	28		2	7					48	兵右衛門	30	11	6	5				
11	幾蔵	36	26	9						49	彦左衛門	65	7	7	5			1	
12	きく	56			4	8			八郎左衛門 地借	50	亥太郎	44			9	1			
13	亦蔵	23	7	1						51	市太郎	40	1	3	7				
14	卯之助	40		8						52	安五郎	46							門平地借 紺屋型付
15	儀三郎	29	5	5						53	要吉 (桶屋)	24							幾蔵 地借
16	儀左衛門	61		9	9	8	8			54	惣八	42							門平 地借
17	亀之助	28	6	8	6	8				55	浅五郎	39		7	3	3			
18	かの	62		5	2	2	6			56	万吉	33		5	4	6			
19	直右衛門	55	3	2	9		6			57	五郎右衛門	38		6	9	8			酒屋
20	久左衛門	25	2	8	4	8	8		紺屋	58	竹右衛門	26							弥右衛門 地借
21	元右衛門	58	5	2	7	5				59	八右衛門	41	8	8	9			1	
22	佐右衛門	57	5	1	2	6	4			60	平右衛門	40	7	5	5				
23	吉右衛門	61	16	4		2	2	1		61	伴兵衛 (水吞)	40							門平 家守
24	喜右衛門	47	43	9	3	8		1		62	栄次郎	18		1	5				紺屋
25	藤右衛門	36	4		5					63	冨右衛門	51	20	3				1	
26	仲蔵	21	1	3	2					64	五右衛門	37	6	7	2	9			
27	弥兵衛	40		6	1					65	浅五郎	36			8				
28	藤吉	46	15	3						66	繁右衛門	35	10	3				7	
29	吉左衛門	41	5	7						67	佐右衛門	49	2	4	8			1	
30	次右衛門	51	12	2				1		68	万右衛門	51	4	4	9				
31	吉兵衛	63	3	2						69	清兵衛	63	3	6	4				
32	吉蔵	46	12	7						70	源六	43	1	8	2				
33	市郎兵衛	54	9	1						71	源七	52	7		3	9	5		
34	兵左衛門	58	9	2	4					72	林右衛門	59	2	1					日蓮宗
35	文右衛門	58	2	3	5					73	観照院住職	71	10	8	7				真言宗
36	惣左衛門	61		6	5				兵左衛門 地借	74	持福院住職	23							真言宗
37	伴蔵	42	2	8	3					75	真福寺無住								真言宗
38	太左衛門	54	30	7				1			小計	1572	134	120	123	36	12	5	
	小計	1745	390	162	85	55	34	7			合計	3317	524	282	208	91	46	12	
											修正石高	44.8	554	3	7	5	6	12	

【添付資料】※1 『天保五年当午宗門人別御改帳』一覽 井出家文書

【添付資料】※2 『当村高井小前高帳』 写真 井出家文書



【注】

- ① 渡辺尚志『百姓の力』 柏書房 2008年
- ② 『越谷地区村況表』 越谷市史三 越谷市図書館蔵
- ③ 尾脇秀和『吉人兩名』 NHK出版 2019年
- ④ 『村差出明細帳』 越谷市史三 井出家文書 越谷市図書館蔵
- ⑤ 『当午宗門人別御改帳』越谷市史三 井出家文書 越谷市図書館蔵
- ⑥ 山崎義弘『徳川社会の底力』 柏書房 2017年
- ⑦ 『七左衛門村五給所寄高控帳』 越谷市史三 越谷市図書館蔵
- ⑧ 『綾瀬川藻刈議定』 越谷市史三 井出家文書 越谷市図書館蔵